

令和 7 年

8 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年8月12日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（26名）

1番	莊司 太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高 祐二郎	委員	8番	五十嵐 弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木 浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦 ひとみ	委員
						21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木 治人	委員	24番	伊與田 明子	委員
			26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（3名）

19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	25番	川村 恵実	委員
-----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤 千秋	事務局次長	遠田 博	主査	安倍 誠
農地係長	齋藤 敏夫	主事	水島 直哉	専門員	佐藤 久志
調整主任	小松 文緒	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第32号	農地法第4条の規定による許可申請について
議第33号	農地法第5条の規定による許可申請について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○玉澤事務局長

それでは、ただいまから、令和7年8月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長
(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席は、19番、佐藤利篤委員、20番、阿部香美委員、25番、川村委員の3名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、22番、伊藤正行委員、23番、佐々木治人委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について18件、2番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、3番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について1件、以上23件について農地係長が報告いたします。

○齋藤係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請については12件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

農地法第3条の規定による許可申請について12件、議第31号についてご説明申し上げます。

こちらは15ページのほうをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田51番、使用貸借で、藤塚と吉田の畑と田んぼ合計9筆、吉田の〇〇さん、〇〇さんから、吉田の〇〇さん、お子さんになります。こちらはその他で、年金を伴わない経営移譲となりまして、使用貸借期間は20年となっております。

52番は関連で、使用貸借に吉田の田んぼ2筆、こちらは、吉田の〇〇さん単独名義のものが、お子さんの〇〇さんへということで、その他で同じく年金を伴わない経営移譲ということで、契約期間は20年となっております。

16ページをご覧ください。

酒田53番、賃貸借で、吉田の畑と田んぼ合計2筆、吉田の〇〇さんから吉田の〇〇さんへ、相手方の要望で10アール当たり3,024円、5年の契約となっております。

酒田54番、賃貸借で、遊摺部の田んぼ18筆、遊摺部の〇〇さんから遊摺部の〇〇さんへ、相手方の要望で10アール当たり1万円、契約期間は10年となっております。

17ページをご覧ください。

酒田55番、賃貸借で、関の田んぼ5筆、関の〇〇さんから関の〇〇さんへ、相手方の要望10アール当たり1万円、こちらは契約期間10年となっております。

続きまして、酒田56番、所有権移転、坂野辺新田の畑1筆、黒森の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、こちらはその他で贈与となっております。

酒田57番、所有権移転で、宮内の田んぼ2筆、相生町一丁目の〇〇さんから千代田の〇〇さんへ、こちらはその他、贈与となっております。

続きまして、18ページ目をご覧ください。

酒田58番、所有権移転で、宮野浦一丁目の畑1筆、堤町の〇〇さんから宮野浦二丁目の〇〇さんへ、こちらはその他で贈与となっております。

続きまして、酒田59番、所有権移転で、鶴田の畑1筆、東京都江戸川区の〇〇さんから鶴田の〇〇さんへ、相手方の要望となります。こちらにつきましては、別紙資料1ページ、酒田59番のほうをご覧ください。

10アール当たりの金額は29万7,700円となっております。合計金額が12万円となっております。

酒田60番、所有権移転、大豊田、こちらは田んぼ3筆で、大豊田の〇〇さんから本楯の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらも別紙資料1ページ、酒田60番のほうをご覧ください。

10アール当たりの金額が81万500円となっております。合計金額が80万円となります。

続きまして、19ページ目をご覧ください。

酒田61番、所有権移転で、浜中の畑7筆、浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望、こちらは別紙資料1ページ目をご覧ください。

酒田61番、10アール当たりの金額が13万1,300円で、合計金額が199万8,300円となっております。

酒田62番、所有権移転で、黒森の畑1筆、こちらは黒森の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、その他で贈与となっております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

8月5日に、第4班による農地調査会を行っております。

議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第31号については許可決定といたします。

続きまして、議第32号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第32号 農地法第4条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、私のほうからご説明いたします。

議第32号 農地法第4条の規定による許可申請について。

酒田3番、宮海の畑1筆、宮海の〇〇さん、申請事由が住宅敷地、道路敷地。許可区分は2種農地として日常生活、必要な施設で、集落に必要な接続となっております。

こちらにつきましては、別紙資料の2ページ目のほうをご覧ください。

位置図と案内図がございます。

こちらの場所は、昨年7月の豪雨災害のほうで浸水被害に遭ったお宅となりまして、今回、母親から相続を受けた上で新築のお家を建てる案件となっております。

別紙資料の3ページのほうをご覧ください。

こちらが配置図となっております。

こちらの農地につきましては、先ほど3条の3の案件でご説明申し上げた内容となっております。

続きまして、4ページ目の字限図をご覧ください。

こちらは、写真を写した方向のほうをお示ししております。

5ページ目のほうをご覧ください。

①のほうでございますが、こちらは北東側から現地を撮影したものとなります。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

こちらは、南東側から現地を撮影したものとなっております。

こちらの写真の手前の道路区分の一部が、今回道路敷地として転用に係る部分となっております。

7ページ目をご覧ください。

③となります。こちらは、南西側から現地を写した写真となっております。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田3の現地報告を22番、伊藤正行委員より報告願います。

○22番 伊藤正行委員

22番、伊藤です。

酒田3番について、8月4日に事務局の齋藤さん、前田さんの2人と現地の確認を行いました。

保全管理されている農地であり、周辺の農地への影響もなく、住宅敷地等としての大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第32号については許可決定といたします。

続きまして、議第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第33号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

議第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

それに先立ちまして、今年4月より正式に要件を出しました、地域計画の絡みでご説明を申し上げます。

こちらの地域計画につきましては、地域計画の区域内での農地転用を行う際は、事前に地域計画の変更の内容について協議を行いまして、地域計画の変更手続を行った上で農地転用許可申請を受けまして、総会にお諮りすることとなっております。

今回、一時転用許可申請のありました、これからご説明します黒森の営農型太陽光発電設備に係る農地は、地域計画が策定される前、平成29年8月から一時転用を受けている農地となります。この場合、一時転用の期間満了における再許可、つまり更新のときでございますけれども、袖浦地域の地域計画に係る協議の場において、当該設備の継続について協議することとなっております。本来であれば、当総会前に袖浦地域で協議の場を設け、当該設備が地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがなく、継続が妥当であることを確認すべきところではありましたが、事務局の認識不足により、地域計画の所管課である農政課との調整が遅れ、協議の場の設定が本日の総会以降となりました。

なお、当該案件は、8月20日の山形県農業会議の常設審議委員会にお諮りする案件でもあり、袖浦地域での協議を8月19日までに完了すべく、現在調整しているところでございます。今回の事務手続の遅れをお詫びするとともに、当該案件につきましては、袖浦地域での協議において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない設備であることの確認を得ることを条件とした上で、委員の皆様今回の案件の審議をお願いできればと思います。

それでは、中身のほうについて説明させていただきます。

議案書の21ページをご覧ください。

酒田16番です。黒森の畑2筆で、登記簿面積9,705平米のうち、12.19平米が対象となります。申請事由は営農型太陽光発電敷地、賃借権設定、農地区分は農用地区域、許可基準は1年間の一時転用で更新となります。

別紙資料の8ページの位置図、案内図をご覧ください。

場所は黒森地区、〇〇の西側、市道浜中黒森線の北側の畑となります。

9ページは配置図となります。

10ページの字限図をご覧ください。

撮影方向をお示ししております。現況は、畑の営農を続けながら、太陽光発電パネル約1,900枚が設置されております。

別紙資料の14ページから18ページが、営農計画及び営農への影響見込書になります。

栽培作物は、昨年8月の更新時からブルーベリーに変更され、約1,600本の苗がコンテナを利用して植付けされ、栽培されております。

11ページから13ページが、畑の3方向から撮影した現況写真になりますのでご覧ください。

今年の収穫は、2年目ながら56キロ程度できたとの報告を受けております。

今回の更新許可に当たりましては、営農状況が改善しているものの、基準をクリアできていないということ、ブルーベリーがまだ成長段階にあることを踏まえまして、申請者と協議し、一時転用期間を1年間としております。今後も適切な営農の確保に向けて、継続的な確認や申請者からの聞き取りなど、働きかけが必要であると考えております。

酒田16番の説明は以上となります。

続きまして、酒田17番の説明を行います。

議案書の21ページを引き続きご覧ください。

宮海字村東の畑4筆で、合計1,961平米となります。現状は宅地、雑種地と農地が混在しております。宮海の〇〇さんほか3名から、神奈川県藤沢市の〇〇へとなります。申請事由は仮設事務所敷地、仮設宿舍敷地、農地区分は第2種農地、許可基準は周囲のほかの土地に立地するのが困難であるため、立地の代替性がないとして許可可能と判断しております。許可基準は8年間の一時転用で新規となります。こちらは、〇〇の送電線工事のための業者さんの仮設事務所と、仮設宿舍のためのものとなります。

別紙資料の19ページの位置図、案内図をご覧ください。

場所は宮海地区、〇〇の工場の北側、市道宮海下市神線の北側の畑となります。

20ページは配置図となります。

21ページの字限図をご覧ください。

間に宅地と雑種地を挟んだ農地となっております。

22ページから23ページの現況写真をご覧ください。

22ページは南東側から撮影したもの、23ページは北東側から撮影したものとなります。

酒田17番の説明は以上です。

続いて、平田地区よろしくお願いします。

○出嶋専門員

それでは、平田3番、譲渡人は砂越の〇〇さん、受け人は〇〇さん、〇〇さんです。申請地はその砂越〇〇の畑1筆、79平米でございます。申請目的は住宅用地とし、新築住宅1棟と駐車場3台を占有するものでございます。権利移行としましては所有権移転でございます。農地区分は白地で、第2種農地の判定を受けております。許可基準としましては、日常生活に必要な施設で、集落に接続というものであります。別添資料のほうですけれども、別添資料1ページ10アール当たりの金額は154万円ということになります。

資料の24ページ目をご覧ください。

位置図でございますが、この場所は総合支所から直線距離で500メートル強の場所になります。

次に、案内図をご覧くださいますと、申請場所は住宅敷地の中で、庄内大橋に続く県道余目線沿いにございます。

次のページですが、こちらの場所は赤の太線に囲まれた場所です。この場所の北側にある〇〇の256.34平米に住宅を新築しようとするものでございます。

27ページ目、28ページ目につきましては、写真のほうですけれども、南東方向からのものでございます。

平田3番は以上でございます。

○齋藤 均 議長

休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第33号 農地法第5条の規定による許可基準について、農地調査委員会では協議及び審議の結

果、許可すること特に問題がないという意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田16番の現地報告を、8番、五十嵐弘樹委員より報告願います。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

酒田16番について、8月4日に事務局と現地の調査、確認を行っております。ブルーベリーの栽培から2年が経過し、現在は約1,600本がコンテナで栽培されていました。ブルーベリーはまだ成長段階なので、引き続き定期的な営農状況の確認が必要と思われますので、許可期間は1年が妥当だと思います。

以上です。

○齋藤 均 議長

続いて、酒田17番の現地報告を、22番、伊藤正行委員より報告願います。

○22番 伊藤正行委員

22番、伊藤です。

酒田17番について、8月4日に事務局と現地の確認を行いました。保全管理されている農地であり、周囲への影響もなく、仮設事務所敷地としての大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○齋藤 均 議長

続いて、平田3番の現地報告を、21番、土田委員より願います。

○21番 土田治夫委員

21番、土田です。

8月4日午後から、事務局と、私と4名で現地調査に伺っております。スーパー農道に面していて、隣にも最近若い世代が家を建てて、そこの間の空いているところがたまたま畑だったんですよ。そこに転用して若い人たちが入ってくれるということで、地域としてもありがたいことだなと思っていますし、何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第33号については許可決定といたします。

以上をもちまして、令和7年8月定例総会を閉会いたします。

午前 10 時 10 分 閉会